

(照会先)

独立行政法人国立病院機構

九州グループ 人事担当

電話 092-852-1701

令和8年3月26日

独立行政法人国立病院機構

九州グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構熊本南病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構非常勤職員就業規則第61条第7号の規定に基づく懲戒処分を行いました。

事項	内容
事案の概要	業務の適正な範囲を超えた言動により他の職員に精神的苦痛を与えたことについて、パワー・ハラスメントに該当すると認定したことにより懲戒処分を行うもの
処分年月日	令和8年3月26日
処分量定等	処分内容：戒告 被処分者：業務技術員（60歳代）